

○可茂衛生施設利用組合職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則

平成3年4月1日
可茂衛生施設利用組合規則第2号

改正 平成7年4月1日組合規則第3号

平成11年4月1日組合規則第6号

令和5年9月20日組合規則第8号

(趣旨)

第1条 可茂衛生施設利用組合職員に対する児童手当の認定及び支給事務の取扱いについては、児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）、児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）及び児童手当法施行規則（昭和46年厚生省令第33号）によるほか、この規則の定めるところによる。

(支払日)

第2条 法第8条第4項に規定する児童手当の支払日は、当該支払期月における可茂衛生施設利用組合職員の給与支給に関する規則（平成29年可茂衛生施設利用組合規則第7号）に規定する給料の支給日とする。

2 前項の規定にかかわらず、法第8条第4項ただし書きに規定する児童手当の支払いは、その支払いを決定した後、速やかに行わなければならない。

(実施細目)

第3条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年4月1日組合規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年4月1日組合規則第6号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（令和5年9月20日組合規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。